

岐阜県公報

目次

| | | |
|-----------------------|---------|---|
| 指定構造計算適合性判定機関からの変更の届出 | (建築指導課) | 一 |
| 指定登録機関からの変更の届出 | (同) | 一 |
| 指定試験機関からの変更の届出 | (同) | 二 |
| 指定事務所登録機関からの変更の届出 | (同) | 二 |
| 指定試験機関からの変更の届出 | (同) | 二 |

告示

岐阜県告示第二百二十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出のあつた指定構造計算適合性判定機関の名称

財団法人日本住宅・木材技術センター

二 変更しようとする事項

指定構造計算適合性判定機関の名称

（変更前）財団法人日本住宅・木材技術センター

（変更後）公益財団法人日本住宅・木材技術センター

三 変更しようとする日

平成二十五年四月一日

岐阜県告示第二百二十一号

建築士法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十条の二十第三項において読み替えて準用する同法第十条の六第二項の規定により都道府県指定登録機関から届出があつたので、同法第十条の二十第三項において読み替えて準用する同法第十条の六第三項の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出のあつた指定登録機関の名称
社団法人岐阜県建築士会

- 二 変更しようとする事項
指定登録機関の名称

(変更前) 社団法人岐阜県建築士会
(変更後) 公益社団法人岐阜県建築士会

- 三 変更しようとする日
平成二十五年四月一日

岐阜県告示第二百二十二号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二二号）第十五条の六第三項において読み替えて準用する同法第十条の六第二項の規定により都道府県指定試験機関から届出があつたので、同法第十五条の六第三項において読み替えて準用する同法第十条の六第三項の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出のあつた指定試験機関の名称
財団法人建築技術教育普及センター

- 二 変更しようとする事項
指定試験機関の名称

(変更前) 財団法人建築技術教育普及センター
(変更後) 公益財団法人建築技術教育普及センター

- 三 変更しようとする日
平成二十五年四月一日

岐阜県告示第二百二十三号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二二号）第二十六条の三第三項において読み替えて準用する同法第十条の六第二項の規定により指定事務所登録機関から届出があつたので、同法第二十六条の三第三項において読み替えて準用する同法第十条の六第三項の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出のあつた指定事務所登録機関の名称
社団法人岐阜県建築士事務所協会

- 二 変更しようとする事項
指定事務所登録機関の名称

(変更前) 社団法人岐阜県建築士事務所協会
(変更後) 一般社団法人岐阜県建築士事務所協会

- 三 変更しようとする日
平成二十五年四月一日

岐阜県告示第二百二十四号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第十六条の五第二項の規定により指定試験機関から変更の届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出のあつた指定試験機関の名称
財団法人不動産適正取引推進機構

- 二 変更しようとする事項
指定試験機関の名称

(変更前) 財団法人不動産適正取引推進機構

三 (変更後) 一般財団法人不動産適正取引推進機構
変更しよつとする日

平成二十五年四月一日

平成二十五年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社